

特定行為を「診療の補助」に拡大する法改正に反対する請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

チーム医療推進会議で検討されてきた看護師の診療補助業務の拡大は、約3年の論議を経て、「特定行為に係る看護師の研修制度」と修正され、2013年3月、制度創設を求める報告書としてまとめられました。厚生労働省はこの報告を受け、これまで医師や歯科医師にのみ許されてきた「技術的難易度が高く、判断も難しい医行為（特定行為）」を、医師の「包括的指示」や「具体的指示」があれば「看護師が実施できる」内容に、保健師助産師看護師法を改正する方向です。しかし、研修制度の具体的内容や特定行為の範囲は省令で規定することになっており、内容が不明確なままでの法改正は医療安全の上からも問題です。今でも看護職場の人員不足は深刻で、夜勤・時間外労働の多さや休日の取得困難を理由に年に約10万人が離職をしています。特定行為の拡大は、看護職員の過重労働をさらに深刻にさせ、離職に拍車をかけることも危惧されます。安全で安心な医療・看護の提供のために、高度で危険な医行為である「特定行為」を看護師に実施させる法改正は行わないでください。

請願項目

医師のみに許された高度で危険な医行為である「特定行為」を、「診療の補助」の範囲に拡大して看護師に実施させる法改正をおこなわないこと。

氏名	住所

※この署名は、国会に提出する以外には使用しません。

取扱団体 **日本医労連** (日本医療労働組合連合会) 連絡先: 〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5(tel)03-3875-5871(fax)03-3875-6270